

令和 4 年 5 月
令和 4 年 第 3 回 栃 木 市 議 會 臨 時 会
議 案 說 明 書

栃 木 市

番号	件名	
報告第 1号	専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定）	1
議案第 44号	市長の専決処分事項の承認について (栃木市税条例の一部を改正する条例の制定)	3
議案第 45号	市長の専決処分事項の承認について (栃木市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定)	14
議案第 46号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	22
議案第 47号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	24
議案第 48号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	26
議案第 49号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	28
議案第 50号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	30
議案第 51号	公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて	32
議案第 52号	公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて	34
議案第 53号	公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて	36
議案第 54号	監査委員の選任につき同意を求めることについて	38

専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定）

報告理由

損害賠償の額の決定について専決処分したので、議会に報告するもの。

[参照条文]

地方自治法抜粋

(議会の委任による専決処分)

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

市長の専決処分事項の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次の事項については、これを市長において専決処分することができるものとする

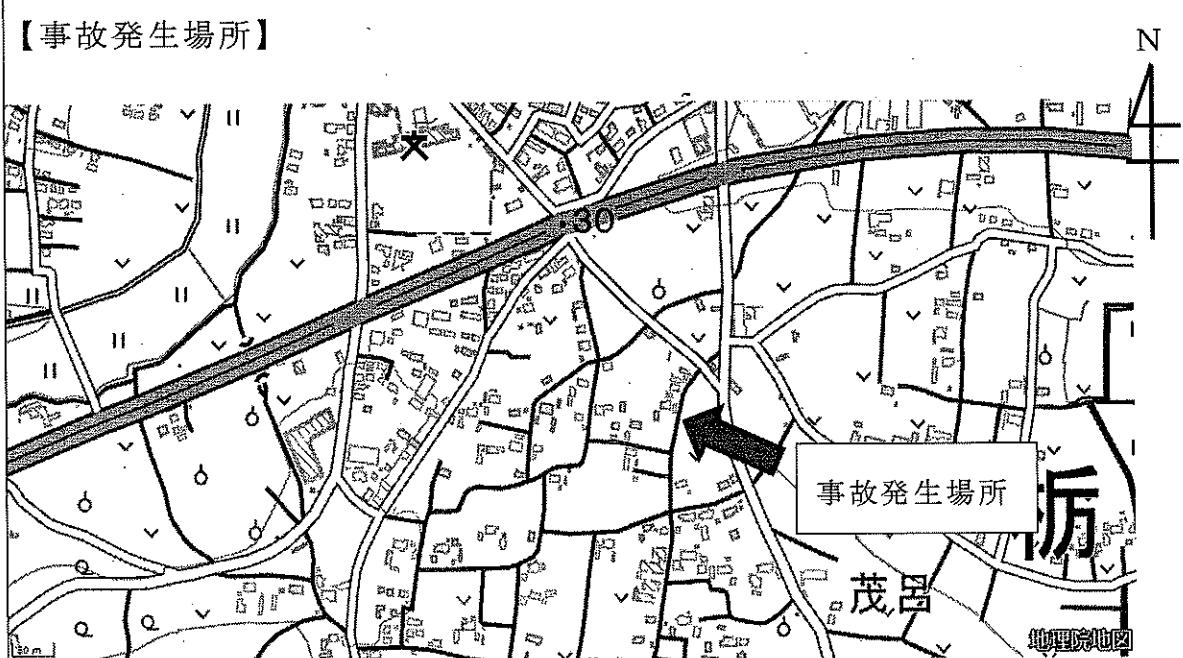
記

1 1件100万円以下の法律上の義務に属する損害賠償の額を定めること。

2 以下略

専決第1号

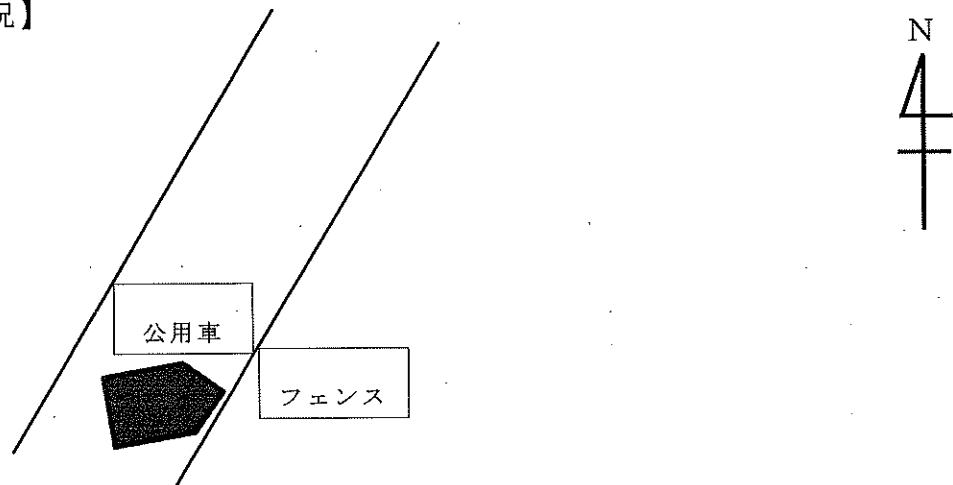
【事故発生場所】



※上記の地図は、国土地理院ウェブサイト

(<https://maps.gsi.go.jp/#17/36.312320/139.657581&base=std&ls=std&disp=1&vs=c0j0h0k010u0t0z0r0s0m0f0>)を加工して作成したもの。

【事故発生状況】



運転中にハンドル操作を誤り、沿道のソーラーパネル敷地周辺に設けられた金網製のフェンスに接触、損傷させた。

(税務課)

議案第44号

市長の専決処分事項の承認について

(栃木市税条例の一部を改正する条例の制定)

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）が令和4年3月31日公布されたため、栃木市税条例の一部改正を要することになったが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をもって一部改正をしたので、同条第3項の規定により議会に報告の上、承認を求めるもの。

◎改正の概要

- 1 寄附金税額控除に関する規定の整備を行うこと。（第34条の7関係）
- 2 法人の市民税の申告納付に関する規定の整備を行うこと。

（第48条関係）

- 3 「わがまち特例」の特例項目に関する規定の整備を行うこと。

（附則第10条の2関係）

- 4 固定資産税の特例に関する規定の整備を行うこと。

（附則第10条の3及び附則第12条関係）

[参照条文]

地方自治法抜粋

（議決事件）

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1) 条例を設け又は改廃すること。

(2) 以下略

(長の専決処分)

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第162条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第252条の20の2第4項の規定による第252条の19第1項に規定する指定都市の総合区長の専任の同意については、この限りでない。

2 略

3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の會議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

4 略

議案第44号（税務課）

栃木市税条例の一部を改正する条例

現	行
(寄附金税額控除)	
第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。	
(1) 次に掲げる寄附金又は金銭	
ア～エ 略 オ 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人 <u>所得税法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第155号）附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。）に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）のうち、市内に事務所を有する法人に対するもの</u>	
カ～コ 略	
(2) 略	
2 略	
(法人の市民税の申告納付)	
第48条 略	
2～8 略	
9 <u>法第321条の8第60項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第60項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第11項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第11項において「機構」という。）を経由して行う方法により市長に提供することにより、行</u>	

改 正 案

(寄附金税額控除)

第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(1) 次に掲げる寄附金又は金銭

ア～エ 略

オ 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）のうち、市内に事務所を有する法人に対するもの

カ～コ 略

(2) 略

2 略

(法人の市民税の申告納付)

第48条 略

2～8 略

9 法第321条の8第62項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第62項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第11項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第11項において「機構」という。）を経由して行う方法により市長に提供することにより、行

現	行
わなければならない。	
10～14 略	
15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第69項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。	
16 略	
附 則	
(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)	
第10条の2 略	
2 略	
3 法附則第15条第16項に規定する条例で定める割合は、5分の3（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第16項に規定する条例で定める割合は2分の1）とする。	
4 法附則第15条第27項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。	
5 法附則第15条第27項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。	
6 法附則第15条第27項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。	
7 法附則第15条第27項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。	
8 法附則第15条第27項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は4分の3とする。	
9 法附則第15条第27項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は4分の3とする。	
10 法附則第15条第27項第2号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める	

改 正 案

わなければならない。

10～14 略

15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第71項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

16 略

附 則

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 略

2 略

3 法附則第15条第15項に規定する条例で定める割合は、5分の3（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第15項に規定する条例で定める割合は2分の1）とする。

4 法附則第15条第26項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

5 法附則第15条第26項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

6 法附則第15条第26項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。

7 法附則第15条第26項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。

8 法附則第15条第26項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は4分の3とする。

9 法附則第15条第26項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は4分の3とする。

10 法附則第15条第26項第2号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める

現	行
割合は、4分の3とする。	
1 1 法附則第15条第27項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。	
1 2 法附則第15条第27項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。	
1 3 法附則第15条第27項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。	
1 4 法附則第15条第30項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。	
1 5 法附則第15条第34項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。	
1 6 法附則第15条第35項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。	
1 7 法附則第15条第42項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。	
1 8 法附則第15条第46項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。	
<u>1 9・20</u> 略	
(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)	
第10条の3 略	
2~7 略	
8 法附則第15条の9第9項の <u>熱損失防止改修住宅</u> 又は同条第10項の <u>熱損失防止改修専有部分</u> について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する <u>熱損失防止改修工事</u> が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。	
(1)~(3) 略	
(4) <u>熱損失防止改修工事</u> が完了した年月日	
(5) <u>熱損失防止改修工事</u> に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等	
(6) <u>熱損失防止改修工事</u> が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由	
9 略	
1 0 法附則第15条の9の2第4項に規定する <u>特定熱損失防止改修住宅</u> 又は同条第5項に規定する <u>特定熱損失防止改修住宅専有部分</u> について、これらの規定の適用を受けようとする者	

改 正 案

割合は、4分の3とする。

1 1 法附則第15条第26項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

1 2 法附則第15条第26項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

1 3 法附則第15条第26項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

1 4 法附則第15条第29項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

1 5 法附則第15条第33項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

1 6 法附則第15条第34項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

1 7 法附則第15条第39項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

1 8 法附則第15条第43項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

1 9 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

2 0・2 1 略

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 略

2～7 略

8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 热损失防止改修工事等が完了した年月日

(5) 热损失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) 热损失防止改修工事等が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合は、3月以内に提出することができなかった理由

9 略

1 0 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定热损失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定热损失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとす

現	行
	は、法附則第15条の9第9項に規定する <u>熱損失防止改修工事</u> が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
(1)～(3)	略
(4)	<u>熱損失防止改修工事</u> が完了した年月日
(5)	<u>熱損失防止改修工事</u> に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等
(6)	<u>熱損失防止改修工事</u> が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由
11・12	略
	(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例) 第12条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。
2～5	略

改 正 案

る者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1)～(3) 略
- (4) 熱損失防止改修工事等が完了した年月日
- (5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等
- (6) 熱損失防止改修工事等が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

11・12 略

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第12条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあっては、100分の2.5）を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2～5 略

(税務課)

議案第45号

市長の専決処分事項の承認について

(栃木市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定)

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）が令和4年3月31日に公布されたため、栃木市都市計画税条例の一部改正を要することになったが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をもって一部改正をしたので、同条第3項の規定により議会に報告の上、承認を求めるもの。

◎改正の概要

1 「わがまち特例」の特例項目に関する規定の整備を行うこと。

(附則第5項から附則第10項関係)

2 都市計画税の特例に関する規定の整備を行うこと。

(附則第11項から附則第21項関係)

[参照条文]

議案第44号と同じ。

議案第45号（税務課）

栃木市都市計画税条例の一部を改正する条例

現	行
附 則	
1～4 略	
(法附則第15条第16項の条例で定める割合)	
5 法附則第15条第16項に規定する条例で定める割合は、5分の3（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第16項に規定する条例で定める割合は、2分の1）とする。	
(法附則第15条第34項の条例で定める割合)	
6 法附則第15条第34項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。	
(法附則第15条第35項の条例で定める割合)	
7 法附則第15条第35項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。	
(法附則第15条第42項の条例で定める割合)	
8 法附則第15条第42項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。	
9 略	(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)
10 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。	
11 略	

改 正 案

附 則

1～4 略

(法附則第15条第15項の条例で定める割合)

5 法附則第15条第15項に規定する条例で定める割合は、5分の3（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第15項に規定する条例で定める割合は、2分の1）とする。

(法附則第15条第33項の条例で定める割合)

6 法附則第15条第33項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

(法附則第15条第34項の条例で定める割合)

7 法附則第15条第34項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

(法附則第15条第39項の条例で定める割合)

8 法附則第15条第39項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

(法附則第15条第44項の条例で定める割合)

9 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

10 略

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)

11 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5（商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあっては、100分の2.5）を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

12 略

現	行
<u>12</u>	<u>附則第10項</u> の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、 <u>附則第10項</u> の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。
<u>13</u>	商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、 <u>附則第10項</u> の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。
<u>14</u>	商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、 <u>附則第10項</u> の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。
<u>15・16</u>	略
<u>17</u>	前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に対する <u>附則第15項</u> の規定の適用については、同項中「当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とあるのは「次項の規定により算定した当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とする。
<u>18</u>	<u>附則第10項</u> 及び <u>第12項</u> の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、 <u>附則第10項</u> 及

改　　案

- 13 附則第11項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第11項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。
- 14 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第11項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。
- 15 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第11項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。
- 16・17 略
- 18 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に対する附則第16項の規定の適用については、同項中「当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とあるのは「次項の規定により算定した当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とする。
- 19 附則第11項及び第13項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第11項及

現	行
	<p><u>び第13項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」</u>とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第11項、<u>第13項及び第14項の「商業地等」</u>とは法附則第17条第4号に、<u>附則第13項から第15項までの「負担水準」</u>とは法附則第17条第8号ロに、<u>附則第15項の「農地」</u>とは法附則第17条第1号に、<u>附則第15項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」</u>とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、<u>附則第16項及び前項の「市街化区域農地」</u>とは法附則第19条の2第1項に規定するところによる。</p>
<u>19</u>	<p><u>法附則第15条第1項、第10項、第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで、第42項若しくは第43項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</u></p>
<u>20</u>	略

改 正 案

び第14項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第11項、第12項、第14項及び第15項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第14項から第16項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、附則第16項の「農地」とは法附則第17条第1号に、同項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第17項及び前項の「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に規定するところによる。

20 法附則第15条第1項、第10項、第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第40項若しくは第44項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

21 略

(職 員 課)

議案第 46 号

教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

提案理由

教育委員会委員 6 名のうち、後藤正人氏が令和 4 年 5 月 18 日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を教育委員会委員に任命することについて、議会の同意を求めるもの。

[参考条文]

地方教育行政の組織及び運営に関する法律抜粋

(任命)

第 4 条 略

2 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

3 以下略

後 藤 正 人 氏 の 略 歴

住 所 栃木市菌部町4丁目8番70号

生年月日 昭和22年9月19日

主 な 経 歴

(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

(職 員 課)

議案第 47 号

固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるごとに
ついて

提案理由

固定資産評価審査委員会委員 6 名のうち、諏訪晃氏が令和 4 年 5 月 17 日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を固定資産評価審査委員会委員に選任することについて、議会の同意を求めるもの。

[参照条文]

地方税法抜粋

(固定資産評価審査委員会の設置、選任等)

第 423 条 略

2 略

3 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。

4 以下略

諫 訪 晃 氏 の 略 歴

住 所 栃木市片柳町4丁目1番20号

生年月日 昭和19年1月3日

主 な 経 歴

[マスキングされた文書]

[マスキングされた文書]

[マスキングされた文書]

[マスキングされた文書]

[マスキングされた文書]

[マスキングされた文書]

[マスキングされた文書]

[マスキングされた文書]

(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

(職 員 課)

議案第 48 号

固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるごとに
ついて

提案理由

固定資産評価審査委員会委員 6 名のうち、高際悦子氏が令和 4 年 5 月 17 日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を固定資産評価審査委員会委員に選任することについて、議会の同意を求めるもの。

[参照条文]

議案第 47 号と同じ。

高際悦子氏の略歴

住 所 栃木市大平町西野田2016番地6

生年月日 昭和39年11月21日

主な経歴

[マスキング]

(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

(職 員 課)

議案第49号

固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるごとに
ついて

提案理由

固定資産評価審査委員会委員6名のうち、高際一夫氏が令和4年5月17日をもって任期満了となるので、後任委員を選任することについて、議会の同意を求めるもの。

〔参考条文〕

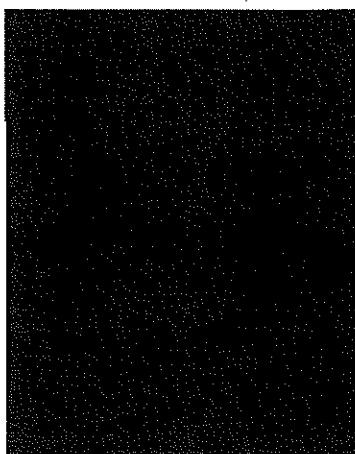
議案第47号と同じ。

高 際 誠 一 氏 の 略 歴

住 所 栃木市藤岡町赤麻718番地

生年月日 昭和28年8月14日

主 な 経 歴



(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

(職 員 課)

議案第 50 号

固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるごとに
について

提案理由

固定資産評価審査委員会委員 6 名のうち、柏倉喜三久氏が令和 4 年 5 月 17 日をもって任期満了となるので、後任委員を選任することについて、議会の同意を求めるもの。

[参照条文]

議案第 47 号と同じ。

松 島 誠 氏 の 略 歴

住 所 栃木市都賀町家中 4347番地

生年月日 昭和38年3月30日

主 な 經 歴

[マスキング]

(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

(職 員 課)

議案第 5・1 号

公平委員会委員の選任につき同意を求めるについて

提案理由

公平委員会委員 3 名のうち、渋川孝夫氏が令和 4 年 5 月 17 日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を公平委員会委員に選任することについて、議会の同意を求めるもの。

[参考条文]

地方公務員法抜粋

(人事委員会又は公平委員会の委員)

第 9 条の 2 略

2 委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、且つ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任する。

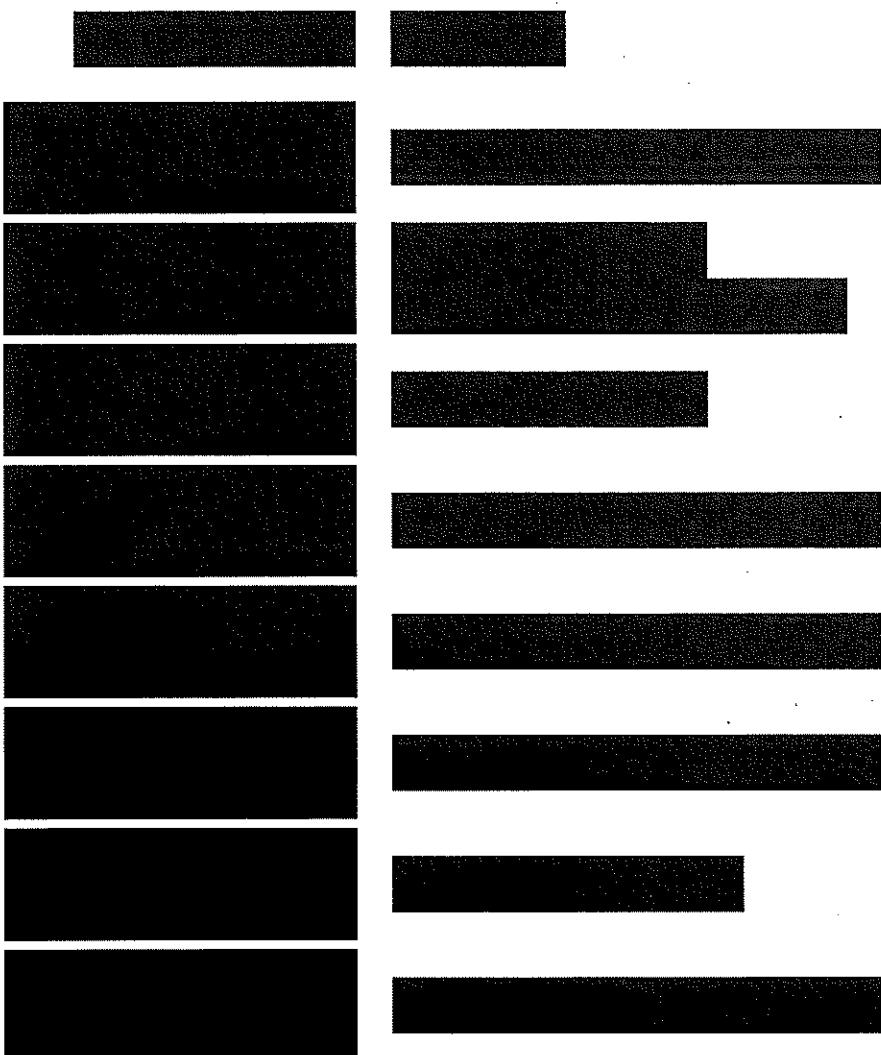
3 以下略

渋川孝夫氏の略歴

住 所 宇都宮市花房2丁目4番5号

生年月日 昭和25年5月16日

主な経歴



(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

(職 員 課)

議案第 52 号

公平委員会委員の選任につき同意を求めるについて

提案理由

公平委員会委員 3 名のうち、佐山隆氏が令和 4 年 5 月 17 日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を公平委員会委員に選任することについて、議会の同意を求めるもの。

[参考条文]

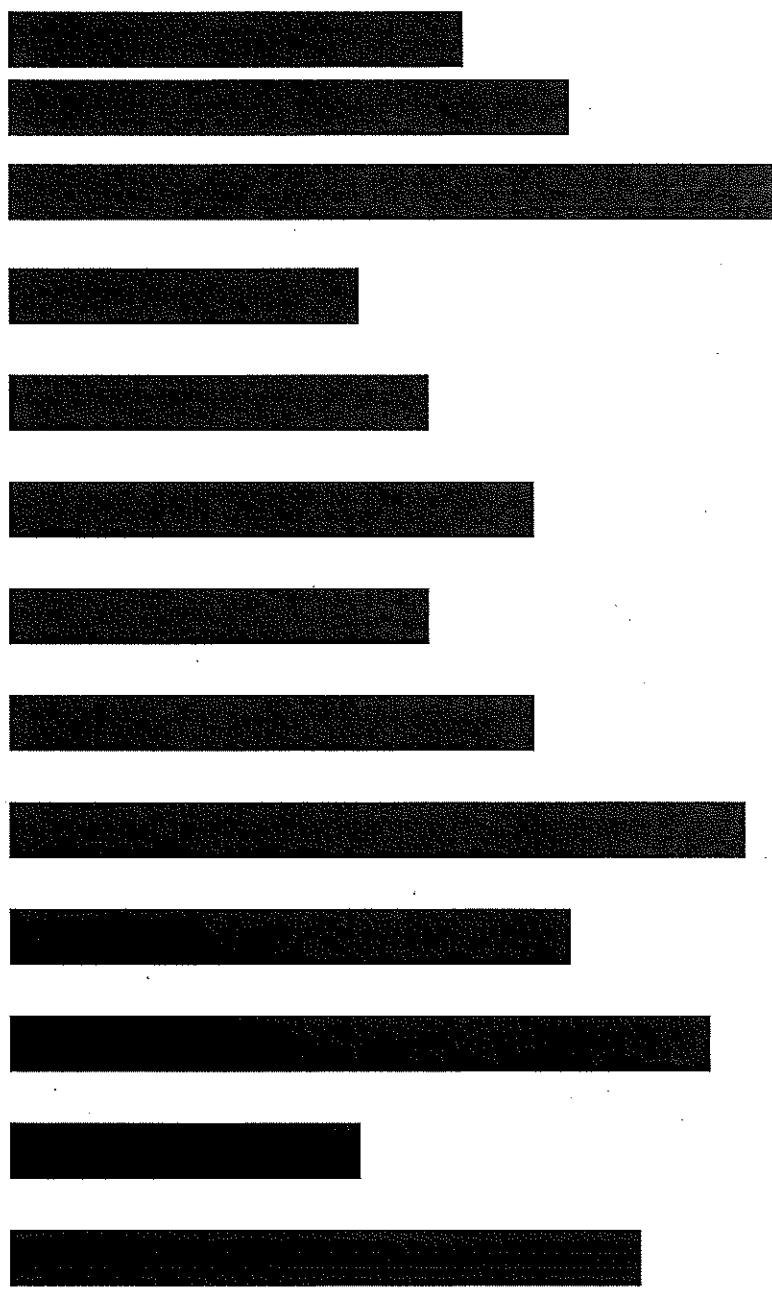
議案第 51 号と同じ。

佐 山 隆 氏 の 略 歴

住 所 栃木市都賀町合戦場 705番地

生年月日 昭和29年10月24日

主 な 経 歴



(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

(職 員 課)

議案第 5 3 号

公平委員会委員の選任につき同意を求めるについて

提案理由

公平委員会委員 3 名のうち、高岩初枝氏が令和 4 年 5 月 17 日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を公平委員会委員に選任することについて、議会の同意を求めるもの。

[参考条文]

議案第 5 1 号と同じ。

高 岩 初 枝 氏 の 略 歴

住 所 栃木市岩舟町静 1963番地2

生年月日 昭和28年2月4日

主 な 経 歴



(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

(職 員 課)

議案第 54 号

監査委員の選任につき同意を求めるについて

提案理由

監査委員の藤沼康雄氏が令和4年5月17日をもって任期満了となるので、後任委員として福地武司氏を選任することについて、議会の同意を求めるもの。

[参照条文]

地方自治法抜粋

第196条 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（議員である者を除く。以下この款において「識見を有する者」という。）及び議員のうちから、これを選任する。ただし、条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができる。

2 以下略

福地武司氏の略歴

住所 栃木市藤岡町甲278番地6

生年月日 昭和32年5月3日

主な経歴

[マスキング]

(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

